平成２５年（フ）第２４８号
岡山市北区御津鹿瀬190番地
債務者　有限会社ジィー・エフ・シー
代表者取締役　五勝出洋子
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　裕史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月６日午前11時30分
岡山地方裁判所第３民事部
平成２５年（フ）第３１８号
広島市安佐北区安佐町大字久地1200番地15
債務者　有限会社三好産業
代表者清算人　三好　政一
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲田　誠一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月11日午後２時30分
広島地方裁判所民事第４部
平成２５年（フ）第１４４号
香川県小豆郡土庄町甲1360番地18
債務者　小豆島エンジェルライン株式会社
代表者代表取締役　泊　　滿夫
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　植松　浩司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午前11時30分
高松地方裁判所破産・再生係
平成２５年（フ）第２４５号
大阪府貝塚市南町32番２―308号
債務者　株式会社東塗装
代表者代表取締役　東　　徳一
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大場めぐみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月20日午後２時
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２５年（フ）第１３０号
宮崎市池内町小鹿黒3562番地３
債務者　有限会社櫨工業
代表者取締役　河野　淳子
1　決定年月日時　平成25年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大迫　敏輝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月23日午後３時
宮崎地方裁判所破産係
平成２５年（フ）第５０２号
さいたま市北区日進町２―1298―１ウェルズ日進104、商業登記簿上の本店所在地埼玉県富士見市鶴瀬東２丁目14番３号
債務者　株式会社アーサーコーポレーション
代表者代表取締役　浅原　英寿
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永野　貴行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月27日午前10時30分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２５年（フ）第９８３号
札幌市中央区北１条西14丁目１番地の５
債務者　株式会社ブロードキャストサービス
代表者代表取締役　長谷　朋之
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神戸　俊昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月30日午後１時30分
札幌地方裁判所民事第４部
平成２５年（フ）第５７１号
京都市伏見区竹田田中宮町11番地
債務者　山口紙業株式会社
代表者代表取締役　山口　稔之
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古家野彰平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月30日午前11時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２５年（フ）第５７２号
京都市伏見区竹田田中宮町11番地
債務者　ワールド産商株式会社
代表者代表取締役　山口　稔之
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古家野彰平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月30日午前11時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２５年（フ）第４５８号
さいたま市大宮区桜木町４丁目852番地コーポクリスタル102
債務者　株式会社凡凡
代表者代表取締役　横溝　泰三
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　孝明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月２日午後３時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２５年（フ）第５１３号
埼玉県川口市末広２丁目４番20号
債務者　有限会社小林信太郎商店
代表者代表取締役　小林　芳夫
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村田　良介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月３日午前11時15分
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２５年（フ）第５４４号
京都府久世郡久御山町東一口40番地
債務者　株式会社小田商店
代表者代表取締役　小田　正行
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山地　敏之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月３日午後３時30分
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２５年（フ）第２７４号
さいたま市浦和区北浦和３丁目19番５号
債務者　三幸商事株式会社
代表者代表取締役　島田　幸男
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　佳純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午後２時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２５年（フ）第９４１号
名古屋市昭和区藤成通２丁目12番地１
債務者　株式会社ＢＩＳＣＯ
代表者代表取締役　石田　誠治
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒川　武志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月18日午前10時10分
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２５年（フ）第３０号
京都府与謝郡与謝野町字上山田967番地の１
債務者　東朋株式会社
代表者代表取締役　酒井　靖郎
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大西　秀憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月18日午後１時30分
京都地方裁判所宮津支部
平成２５年（フ）第６０号
山口県下関市元町１番６号
債務者　旭紙工有限会社
代表者代表取締役　伊藤　　忍
1　決定年月日時　平成25年５月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　直行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月27日午前10時
山口地方裁判所下関支部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
平成２５年（フ）第１４３号
鹿児島県鹿児島市清水町31番10―702号
債務者　赤井　　勝
1　決定年月日時　平成25年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩本　　研
4　破産債権の届出期間　平成25年６月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月30日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係